ASBJ

第 577 回企業会計基準委員会	資料番号	審議事項(2)-1
	日付	2026 年 5 月 28 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	本日の審議の概要

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応（金融資産の減損）

（これまでの経緯）

2. 企業会計基準委員会は、2025 年 10 月 29 日に、企業会計基準公開草案第 89 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」及びその他の会計基準等の改正案並びに補足文書（案）「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）」（以下合わせて「金融資産の減損に関する公開草案」という。）を公表した。

3. 金融資産の減損に関する公開草案のコメント期間は 2026 年 2 月 6 日までであり、30 通（団体等 20 通、個人 10 通）のコメント・レターが寄せられた。

4. 第 572 回企業会計基準委員会等[1]では、金融資産の減損に関する公開草案に対するコメントの提出状況を報告するとともに、寄せられたコメントへの対応については、原則としてコメント対応表において検討を行うこと、個別に検討することが必要であると識別されている論点は以下のとおりであることをお示しし、概ね異論は聞かれなかった。

   (1) 簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位

   (2) 簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大の判定

5. 前項について、第 572 回企業会計基準委員会等、第 574 回企業会計基準委員会等[2]及び第

[1] 第 572 回企業会計基準委員会（2026 年 3 月 11 日開催）及び第 251 回金融商品専門委員会（2026 年 3 月 9 日開催）を合わせて「第 572 回企業会計基準委員会等」という。
[2] 第 574 回企業会計基準委員会（2026 年 4 月 9 日開催）及び第 253 回金融商品専門委員会（2026 年 4 月 6 日開催）を合わせて「第 574 回企業会計基準委員会等」という。

576 回企業会計基準委員会等[3]では、質問 1 から質問 5 に寄せられたコメントのうち、ASBJ 事務局の分析が完了したものについてコメントへの対応（案）をお示しし、ご意見を頂いた。

6. 本資料第 4 項(1)については、第 573 回企業会計基準委員会等[4]において、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられたコメントを踏まえた簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位に関する事務局提案をお示しし、ご意見を頂いた。

7. 本資料第 4 項(2)については、第 575 回企業会計基準委員会等[5]において、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられたコメントを踏まえた簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大の判定に関する事務局提案をお示しし、ご意見を頂いた。

（本日の審議事項）

8. 本日は、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応（案）について、質問 6-1 から質問 9 に寄せられたコメントのうち、ASBJ 事務局の分析が完了したものに対するコメントへの対応（案）についてご意見をお伺いしたい（審議事項(2)-2）。

9. また、本日の審議に関連する第 256 回金融商品専門委員会（2026 年 5 月 25 日開催）で聞かれた意見は審議事項(2)-3 で示している。

10. なお、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられたコメントへの対応（案）について、第 255 回金融商品専門委員会で聞かれた意見は審議事項(2)-4、第 576 回企業会計基準委員会で聞かれた意見は審議事項(2)-5 で示している。

以　上

[3] 第 576 回企業会計基準委員会（2026 年 5 月 14 日開催）及び第 255 回金融商品専門委員会（2026 年 5 月 13 日開催）を合わせて「第 576 回企業会計基準委員会等」という。
[4] 第 573 回企業会計基準委員会（2026 年 3 月 26 日開催）及び第 252 回金融商品専門委員会（2026 年 3 月 23 日開催）を合わせて「第 573 回企業会計基準委員会等」という。
[5] 第 575 回企業会計基準委員会（2026 年 4 月 22 日開催）及び第 254 回金融商品専門委員会（2026 年 4 月 21 日開催）を合わせて「第 575 回企業会計基準委員会等」という。